



亞細亞大觀附録

賜天覽台覽

毎月一回發行

大連市東公園町七〇

發行所 亞細亞寫眞大觀社

電話六二三五番

振替大連七一八番

聖裔衍聖公と其世系

一、は し が き

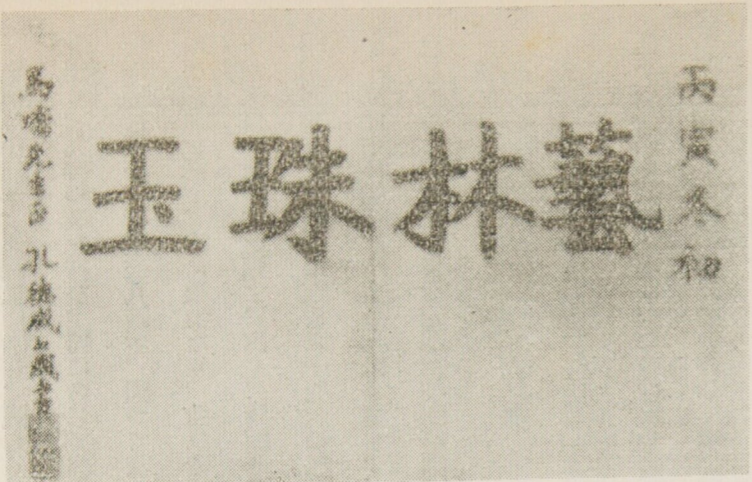
馬 場 春 吉

孔子廟の東毓粹門外に約一萬坪の大邸宅があり大門に聖人之門と云ふ額が掲げられてあります

字は達生氏のお住居であります。衍聖公は民國庚申（九年）の生れ、今年數へ年の十歳であります。御幼年ではありますが一族六十府の上に立ち、五十三萬坪の至聖林を守り、其廟廷にかしづきつゝあります。父君は名を令貽字を燕庭と稱し、公の生るゝ前年己未の年に歿せられた太夫人陶淑綺氏によつて鞠育せられたのであります

る御筆蹟を面に拜し、御才氣の並々ならぬに感佩しつゝある次第であります。

衍聖公は革命後の今日に於きましても、嚴然として古の諸侯たるの權力を有し、其族人は大別して六十府とし、其中の八府は殊に公府と密接であつて、林廟及びこの八府を保護する爲め二百餘名の奉衛隊（或は奉祀軍とも稱す。昨年十月全國裁兵の際此種の名稱は不適當なりとし改めて警察とし、其制服は縣公安局の規定に従ふことゝなつたが、一切の費用は依然として衍聖公府が負擔して居る）と稱する私兵を擁し、孔家六十府には各々戸主と云ふ者が居り、戸主の上に又家長があり、家長や戸主は六十府の訴訟を聽斷する權力を有し、孔家一族は一種の治外法權を有し、地方官と雖もこれに干渉することは出来ないことになつて居る。易世革命の國にあつてかゝる偉大なる權力を今日に持續し得る所以は、至聖孔子の光輝ある人格の力によること勿論であります。實に世界の不思議であり、又わが東洋人の矜であります。私どもにとつてはあまりに畏れ多い次第であります。故康南海先生は衍聖公をわが 皇室と比較し奉り、左の如く述べて居ります。



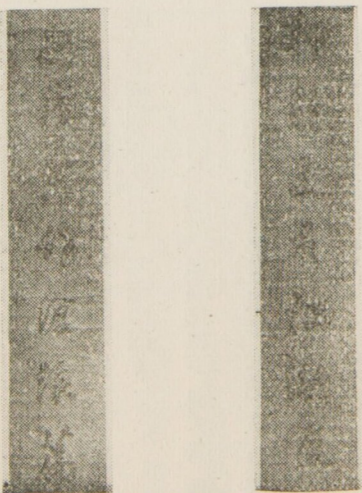
(筆眞公聖衍)

す。右掲の『藝林珠玉』の字は公が七歳の折、私の爲めに書いて呉れたものであります。其筆力の雄渾は當時七歳の幼年の書とは容易に信ぜられぬ位でありましたが、後公の御書齋を犯し、屢々友人の爲に御染筆を請ひ、初めて御堪能な



(公聖衍)

と、同地方の人は僅か十歳の公を稱して聖人と呼び、且つ今日孔子の弟子四配の子孫のごときなほ今日に續いて居りますが、これらの子孫も衍聖公に對しては師弟の關係に立ち、同公を指して老師と呼びつゝある。



(筆庭燕孔公聖衍代六十七)

二、衍聖公の輩行

現衍聖公孔德成氏は聖裔七十七代であります。父君は令貽と云ひ、叔父は令儻と申します。又祖父は名を祥珂と申し、曾祖父の名は繁福と申します。この繁祥令德等の字は何れも夙に定められてあるものであつて、これを輩行と申し一般の家庭に於ても夫々規定せられてあります。衍聖公の輩行は康熙及び咸豐年間定められたもので、

興毓傳繼廣昭憲慶繁祥

令德維垂佑欽紹念顯揚

の二十字である、蔣超伯の南瀛楷語卷五に其因縁を記して左の如くあります。

康熙二十三年、駕闕里に幸し、親しく孔廟を祀り、九拜の儀を行ひ、特に命じて曲柄織を廟廷に留む、衍聖公孔毓圻、因つて恭しく幸魯盛典を撰す、洵に異數なり、曲阜聖裔六十六代自り後十字を編す、曰く、興毓傳繼廣昭憲慶繁祥と、毓圻は至聖六十七世の孫と爲す、咸豐中に追ひ、衍聖公孔繁瀾奏す、十字已に畢ると、旨を得て令德維垂佑欽紹念顯揚十字を以て焉を續ぐ（下略）

三、聖裔の世爵

孔子の後裔が爵號を賜はつたのは漢の高宗十二年魯を過ぎて九代の孫孔騰を封して奉祀君と爲し、孝元皇帝初元年十三代の孫孔覇を拜して太子とし爵關内侯を賜ひ、褒成君と號し、詔して食邑する所を以て孔子を祀らしむるに始まり平章元始元年孔覇の曾孫孔均を褒成侯とし、東漢和帝永元四年均の孫孫損に至つて褒成侯とし損の孫孔羨魏の文帝黃初二年春正月宗聖侯に改められた。詔に曰く。

昔仲尼資大聖之才、懷帝王之器、當衰周之末、而制春秋、就太史、而正雅頌、傳千載之後、莫不承其文、以述作、仰其聖、以成謀、茲可謂命世大聖億載之師表者、已遭天下大亂、百祀墮壞、舊居之廟毀而不修、褒成之後、絕而莫繼、闕里不聞講誦之聲、四時不覩蒸嘗之位、斯豈所謂崇化報功、盛德百世必祀者哉、嗟乎、朕甚憫焉、其以議郎孔羨爲崇聖侯、

め封せられ、北周宣帝大象二年又爵鄒國公に進み、煬帝大業四年(西紀六〇八年)三十二代孔嗣恚を封じて紹聖侯とした、詔に曰く

先師尼父聖德在躬、誕發天縱之資、憲章文武之道、命世膺明、繇茲素王而頽山之嘆、忽喻於千祀、盛德之美、不存於百代、永惟懿範、宜有優崇、可下立孔子後、爲紹聖侯、有司求其苗裔、錄以申上、乃封嗣恚爲紹聖侯、

と、唐の高祖武德九年嗣恚の子德倫を封じて褒聖公とした。詔に曰く  
宣尼以大聖人之德、天縱多能、王道藉以裁成人倫、資其教義、故孟軻稱自生民以來一人而已、自漢氏馭歷、魏室分區、爰及晉朝、暨於隋代、咸相崇尚、用存享祀、朕欽若前王、憲章故實、親師宗聖、是所庶幾、存亡繼絕、抑惠通典、可立孔子後裔、褒聖侯以隋故紹聖侯孔嗣恚嫡子德倫爲嗣

と、玄宗開元二十七年孔子を追諡して文宣王と爲し、十哲及び會子六十七人に公侯伯爵を贈り、褒聖侯孔羨之の爵を進めて文宣公とし、兗州長史を兼ねしめた。其制に曰く

朕永惟聖道、思闡儒風、故尊崇先聖、所以弘至教、褒獎後嗣、所以美前烈、文宣王三十五代孫通直郎前守鄒王府文學褒聖侯孔羨之墓、承唐哲克復中、庸三命益恭、敦素、憑於祖業、百代必祀、光寵被于朝、恩積慶之餘、既開于土、宇盛德不朽、宜傳于帶、曷可封文宣公兼除兗州長史遷都水使者食邑一千戶、と、然るに傳へて四十六代の孫宗愿に至り、

宗の仁宗至和二年(西紀一〇五五年)直集賢院祖無擇(字は擇之、著に龍學文集あり)が祖の美諡を以て後嗣に加ふは不經の甚しいものであるから別に封號を定める必要がある旨を云つたので、仁宗は兩制(翰林學士及び知制誥)と兩制と云ふ)に下して議せしめた。集賢殿士劉敞(字は原父、慶曆の進士)論じて曰ふに、『漢の元帝初元元年師(孔覇太師)孔覇を以て關内侯と爲し、褒成君と號す。平帝元始元年始めて均(十六代)を封じて褒成侯と爲し、孔を追諡して褒成宣尼

公と曰ふ。蓋し宣尼(孔)を推して以て褒成(均)

の祖と爲す。褒成を用ひて以て宣尼(孔)の諡と爲すに非るなり、唐世乃ち褒成を以て夫子の諡と爲す。因つて霸等封せられて褒成と號するは皆其の祖の舊を襲ふと疑ひ、遂に夫子を文宣王に封じ、其後を文宣公に爵す。本末を考核するに甚だ事理を失す。先帝(眞宗)文宣に加ふるに至聖の號を以てす(大中票符五年十二月孔子の諡を改めて至聖文宣王と曰ふ)尤も其孫の宜しく稱を讓ふべき所に非ず、無擇の議是なり」と、此に於て封文宣公宗愿を改めて衍聖公とした。其詔に曰く

孔子之後、以爵號、褒顯世世不絕其來、遠矣、自漢元帝封爲褒成君、以奉其祀、至平帝時、改爲褒成侯、始追諡孔子爲褒成宣尼公、褒成其國也、宣尼其諡也、公侯其爵也、後之子孫雖更改、不一而不失其義、至唐開元中、始追諡孔子爲文宣王、而尊以王爵、封其嗣、褒聖侯爲文宣公、孔氏子孫去國名、而襲諡、禮之失也、蓋由此始、朕稽考前訓、博採群議、皆謂宜法漢之舊、革唐之失、稽古正名、於義爲當、朕念先帝崇尚儒術、親祠闕里、而始加至聖之號、務極尊顯之意、肆朕慕臨、奉先志、尊儒重道、不敢失墜、而正其後裔嗣爵之號、不其重與、改至聖文宣王四十六代孫宗愿爲衍聖公、

と、子若蒙神宗熙寧元年(西紀一〇六八年)二月衍聖公を襲つた、哲宗元祐元年(西紀一〇八六年)鴻臚卿孔宗翰(孔道輔の)が『孔子の後、世々公爵を襲ふは本と祠に侍するが爲めなり、今は乃ち兼ねて他官を領して故郷に在らず、名に於て正しからずと爲す、乞ふ今より封を襲ふ人は終身郷に在らしむべし』との議を納れ、詔して衍聖公を改めて奉聖公とし、他職に預らしめず、田百頃を加増して祭祀に供せしめた。後徽宗崇寧三年(西紀一一一四年)復た衍聖公に改め孔端友をして封を襲はしめた。其制に曰く

惟爾文宣王之後次當承襲宜錫文階並示寵渥  
住加恪慎務保厥業

と、以後元明清を経て民國に及び一時崇聖反對の説起り、國論を沸騰せしめたが、大勢は依然として孔子崇拜に傾き、聖裔の世爵もまた依然として存続すべきこととなり、民國三年二月二十一日教令第二十二號を以て崇聖典例の公布を見ることとなつた。崇聖典例は民國三年四月二十七日第一回の修正を経、四年一月十九日第二回の修正を経たもので、世爵、世職、祭祀費、廟官、林廟、府官、附則の七章よりなり、第一章第一條に

衍聖公膺受前代榮典、均仍其舊、其公爵、按舊制、由宗子世襲報經、地方行政長官、呈由內務部請根承襲

とあります。而して歴代世爵の品秩(級)漢の關内侯爵(侯號あれど國邑無)は第十九等

(秦爵を制して公士、上造、饗、不更、大夫、官大夫、公大夫、公乘、五大夫、左庶長、右庶長、左更、中更、右更、少上造、大上造、駟車庶長、大庶長、關内侯。徹侯の二十等と爲す、關内侯はその第十九等)褒成侯褒亭侯爵は第二十等(後漢書卷三十八百官志「秦爵二十等を徹侯と爲す、金印紫綬以て功有るを賞す、功大なる者は縣を食し、小なる者は郷亭を食す」とあり、列侯即ち徹侯は爵關内侯の上に在つて、爵の最尊なるものである)南宋奉聖亭侯亭侯は列侯中の亭を食する者)南宋奉聖亭侯は秩(官職)第五品(九品の制は魏の陳羣、九品官人の法を制し、州郡に皆中正を置き、其をして本州の人才を選別せしめ、九品を詮定したに始まると言はれて居るが、文獻通考輯要に「は人品を定むる爲のもの、官品を言ふのではない」と言つてゐる如く、九品の官秩は魏に始まるものではなく、南宋より始まるものであらう、南宋の亭侯は宋書卷四十四百官志によれば)陳の奉聖亭侯爵は第八品後魏の崇聖大夫は秩從五品中(從に分け、四品より以下は每品更に分ちて上下階と爲し、凡そ三十階より、宋元明清は每品たゞ正從あつて上下の階無)崇聖侯は秩從二品、北齊の恭聖侯は秩第三品、唐の貞觀十一年には詔して褒聖侯朝會の位は三品と同じとし、中宗神龍元年には朝散大夫(文武官吏の德聲望ある者を任ず、散官にして事を治めず、唐書百官志によれば從五品

下)肅宗上元二年文宣公の位は二品文官の下となし、後周太祖廣順二年には五品服を賜はり、宋の元祐間衍聖公と改めて奉聖公とし、郊祀(天地を)大禮闕に赴くに陪位寺監(寺は鴻臚寺など)長官の下に別に一班を作り、金の熙宗皇統二年には衍聖公に文林郎(散官、金史卷五十五上)を授け、章宗明昌二年には特に四品に(上)を授け、元宗正統三年改めて三品印を給れば正三品)文宗至順三年改めて三品印を給し、順帝至正八年中奉大夫(文散官)に進め、秩は從二品、改めて二品銀印を給し、明の太祖洪武元年初めて正二品資善大夫を授け、班は丞相に並いだ、後丞相を革めたので、衍聖公の班を文臣の首に列せしめ、十七年又詔して既に公に爵すれば散官に事とする勿れと、誥(官吏封の詞、明制一品より五品)に織文玉軸を用ひ一品に至る官誥命を授く)に織文玉軸を用ひ一品と同じくし、景帝景泰三年改めて三臺(漢官中を憲臺調者を外臺とすこれを)銀印を給して正三臺と爲す今の大臣の如きか)銀印を給して正一品の如く、玉帶織金麒麟袍を賜はり遂に例となり、朝服公服常服皆一品の如く、冠は八梁(冠上の横脊を梁と云ふ、明史卷六十七輿服志に「一品より九品に至る冠上の梁數を以て差と爲す公冠八)帶珮と綬と俱に玉を用ひ、笏は象牙を用ふることに定められた、熹宗天啓二年に始めて公孤(三公)等の階に進んだ、清に及び順治元年封爵は一に前朝の如く階は正一品班は尙書の上に列することを許し、二年改めて三舍銀印を賜ひ、十三年光祿大夫(散官正)を授かり、又改めて清漢三臺銀印(滿洲文字と漢字とある銀印)を給し、乾隆十四年改めて衍聖公に清漢篆文一品三臺銀印を給した、民國に至り崇聖典例第一章第一條に

衍聖公印由國務院飭印鑄局用銀質鑄造頒給文曰衍聖公印其舊有三臺銀印一繡由內務部保存

と規定せられ、國務院より新たに衍聖公印とある銀質の印を給せられ従來用ひ來つた三臺銀印は内務部に於て保存することになつた。

次に衍聖公の食祿に就て記せば漢の關内侯は邑八百戸を食し、褒成侯は邑二千戸を食し、褒亭侯は邑千戸を食し、魏の宗聖侯は邑百戸を食し、晉の奉聖亭侯は邑二百戸を食し、後魏の崇聖大夫は邑五百戸を食し、崇聖侯北齊の恭聖侯周の鄒國公隋の紹聖侯唐の褒聖侯文宣公は皆邑一百戸を食し、宣宗大中元年には毎歲百戸の食邑から絹百疋を給した。宋金又各々食邑あり品秩と兼職とに依つて祿を給し、元成宗大德四年には四品官の俸に依つて月に中統鈔二錠を給し仁宗延祐三年には月俸を増給して五百緡に至り明の太祖洪武元年には祭田二千大頃を給して祭祀に供せしめ、其餘を以て存して慶祿とし別に月俸を給しなかつた。民國に及び、崇聖典例第一章第二條に

衍聖公俸、依公爵舊制俸額、酌定爲三年俸銀幣二千元、と定められた。



室輯編

今春甘肅行を企て時局の爲めに成らず、漸く支那側特別の好意によつて曲阜

泰山を撮影して歸社したやうな状態では、此處當分遠隔の地への旅行は敢り出来ないと思はれる。従て我々は再び眼を滿蒙に向け、撮り残された多くの事物に向つて進まうと思ふ、沿線を一步外に踏み出せば、まだ、我々を喜ばせる多くの物がある筈だ。今後内面的に開拓して行かんとする我等の方針に御賛同を賜はり、期待を大にして益々御聲援賜はらんことを